

仕 様 書

- 1 物品名 キッチンカー
2 数量 1台
3 車種 問わないが、4(1)で示したベーストラックの仕様を満たすものとする

4 必要な仕様

- (1) ベーストラックの車両本体
- | | | | |
|---|--------|-------------------------|--|
| ア | キャブタイプ | シングルキャブ | |
| イ | 最大積載量 | 1500kg以内(改造後も同様) | |
| ウ | 車両総重量 | 3500kg以内(改造後も同様) | |
| エ | 駆動形式 | 4WD | |
| オ | 変速機 | オートマチック | |
| カ | 全長 | 5000mm以内(改造後も同様) | |
| キ | 全幅 | 2200mm以内(改造後も同様) | |
| ク | その他 | ベーストラックは寒冷地仕様であることが望ましい | |
- (2) ベーストラックへのキッチンカー仕様改造 一式
- | | | |
|---|--------------------------------|---|
| ア | 外装工事(下地、仕上材、床、サッシ、天張り ほか必要なもの) | |
| イ | 内装工事(サッシ、換気扇、カウンター、下地、オーニング) | |
| ウ | 電気工事(1回路、コンセントBOX5個、照明) | |
| エ | 全塗装工事(ワントーン) | |
| オ | その他 | (ア) 改造後の車両全高 3000mm以内とすること
(イ) 改造後の車両総重量 3500kg以内とすること
(ウ) キッチンスペース内のサイズ
長さ3100mm前後、幅1650mm前後とすること
(エ) 改造後の車両総重量
3500kg以内とすること
(オ) 8ナンバー登録とすること
(カ) 村で指定した文字を車体(後部 左右とも)に入れること |
- (3) オプション
- | | | |
|---|-------------------------------|-----|
| ア | 外部電源、分配器設置 | 1式 |
| イ | 外部コンセント、USBポート追加 | 1式 |
| ウ | スタッドレスタイヤ
(タイヤ及び同ホイール装着状態) | 1台分 |
| エ | 8ナンバー加工車構造変更 | 1式 |
| オ | オーニング屋根 | 1式 |
| カ | 消火器 | 1本 |
| キ | 下回り防錆塗装 | 1式 |
- (4) 設置が必要な調理機材
- | | | |
|---|----------------------------------|-----|
| ア | コンロ台(戸付き) | 1台 |
| イ | コールドテーブル 1500×450 | 1台 |
| ウ | 2口ガスコンロ(親子) | 1台 |
| エ | 水道工事
(二層シンク、給排水各200リットル、蛇口2個) | 1式 |
| オ | ガス炊飯器 5升炊 | 1台 |
| カ | プロパンガス 10kgボンベ | 3台 |
| キ | 調整器 | 2台 |
| ク | 作業台 1200×450 | 2台 |
| ケ | 平棚 | 3箇所 |
- (5) 蓄電池
- | | | |
|---|---------------------|----|
| ア | 蓄電池 2042Wh | 1基 |
| イ | ソーラーパネル(200W) 1枚セット | 1組 |

5 共通事項

- (1) 契約額に含まれるもの
 - ア 納入場所までの目的物納入に要する経費一切
- (2) 契約額に含まれないもの（納入後に契約額とは別に契約担当者に請求すること）
 - ア 自賠責保険料
 - イ 自動車登録に係る手数料
 - ウ リサイクル法関連費用
 - エ 自動車重量税

6 納入場所 東成瀬村田子内字仙人下30-1 東成瀬村役場

7 納入期限 令和8年1月13日（火）

8 入札、搬入及び検収に係る注意事項

- (1) 搬入場所が限られるため、落札後、契約担当者に連絡し確認すること。
- (2) 車両納入に要する経費については、契約者負担とする。
- (3) 納入時において、契約担当者に立会いを求め操作説明を行うこと。
- (4) 自賠責保険加入、自動車登録、リサイクル法関連手続、自動車重量税に関する手続きを代行して行うこと。自賠責保険料、自動車登録に要する手数料、リサイクル法関連費用、自動車重量税については、納車後速やかに契約担当者に別途請求すること。

9 保証期間及び瑕疵担保責任 納入完了後1か年とする

- (1) 保証期間内において、通常の使用にかかわらず不具合等が生じた場合は無償で修理・調整を行うこと。
- (2) 保証期間内において、通常の使用にかかわらず変質等により使用に耐えないことが判明した場合は、同一（同一品が納入不能の場合は同等又はそれ以上）の新品と交換すること。
- (3) 保証期間内において、通常の使用にかかわらず不具合等が発生し損害が生じた場合は、損害の賠償に応じること。